

給付と負担に係るこれまでのご意見について

(5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方②

- 総合事業は様々なサービス提供体制がまだ十分構築できていない状況であり、その整備、受皿づくりを優先すべき。また、介護事業者の立場からは、総合事業に移行した場合、サービス提供単価の低下により、そこで働く人の賃金をはじめとした処遇改善を確保することが難しくなり、さらに人材確保が難しくなることを懸念。
- 要介護1・2という要介護度のみをもって軽度と判断することはできないとの声や、認知症の高齢者こそ専門職の関わりが必要との声がある。介護保険制度は要介護者のための保険制度であり、一部のサービスとはいえ要介護者向けの介護サービスを除外することは不適切。また、サービス単価の切下げによる事業者の撤退や賃金の引き下げといった、要支援の地域支援事業移行時の課題について検証を進めることに加え、現在の地域支援事業の実施体制が十分に整っているか、さらに拡充することが可能かも考慮し、検討が必要。現段階では十分に検証、検討されているとは言い難く、地域支援事業への移行を判断する段階にない。
- 要介護1・2の生活援助は在宅生活の限界値を高める効果があり、もしそれがなくなったら施設への移行が進むということであれば逆効果になることも考えられるので、十分に検討した上で対応を取る必要がある。
- 利用者への自立支援、地域社会生活の継続といった視点の効果検証や、高齢者の社会参加や介護予防促進という目的がどの位果たされているかの検証が不十分。また、要介護1・2は、重度化防止という目的を含め、むしろ特に専門的なケアを手厚く提供しなければいけない方であり、総合事業への移行は問題がある。
- コロナ禍で影響を自治体の取組や住民サロンの活動はこれから再生してくるであろうことを考えると、今、このような提案を受け入れていいのかは判断に迷う。
- 総合事業については、要支援者の移行状況やサービス基盤の状況など、実施状況を厚労省が詳しく整理・報告をした上で、要介護者などに対する必要な支援サービスが提供されるように、今後も丁寧に議論を進めていく必要がある。
- 市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行う方が本来は効率的・効果的であること、人材や財源に限りがある中で、要介護者の中でも専門的なサービスが必要な重度の方へ資源配分を重点化していく必要があること等の観点から、軽度者に対する給付の見直しは必要。現行の総合事業における多様なサービスの提供、受皿づくりを強力に推進するとともに、要介護者の実態をよく検証しながら、要介護1・2の訪問介護・通所介護について総合事業へ移行すべき。
- 専門的なサービスをより必要とする重度の方に給付を重点化していく観点から、要介護1・2の訪問介護のうち生活援助は、地域支援事業へ移行していく必要がある。
- 多様なニーズに応えられることや財政健全化のため、軽度者に対する生活援助サービスを地域支援事業に移行すべき。なお、地域支援事業のうち、特に住民の主体的参加を前提とするサービスの普及が進んでいない実態を踏まえると、制度の趣旨や意義を分かりやすく住民に発信するなど、担い手の確保に尽力すべき。

給付と負担に係るこれまでのご意見について

(5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方①

- 重度化の予防や介護離職の防止の観点から、慎重な検討が不可欠。
- 軽度者とされる要介護1・2は認知症の方が多く、予測できない行動が見られる方や、BPSDの出現から混乱期、葛藤期である方が少なくない。このような方々には訪問介護における生活援助サービスを身体介護と併せて一体的に提供しなければ生活を支えられず、結果として状態の悪化を招き、給付増につながる懸念もある。総合事業の住民主体サービスが不十分で、地域ごとにばらつきがある中、効果的・効率的・安定的な取組は期待できない。
- 特に認知症ケアにおいては、早期の関わりが重要。このような見直しをすれば重大な機能低下を起こす可能性が高くなる。要介護1・2の訪問介護・通所介護を行う力量は未知数にもかかわらず地域支援事業に移行すれば、在宅ケアの質、量を確実に低下させてしまう。地域支援事業によって新たに多様な人材・多様な資源を活用できていないことは実証済み。地域の実情に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供を可能にするという見直しは、現実的ではない。断固として反対。
- 現在の要支援者に関する各地域での対応状況を踏まえると現実的ではない。保険者や地域を中核とした受皿整備を進めることが必要で、時期尚早。
- 軽度者の生活援助サービス等の総合事業への移行は時期尚早。議論をしっかりと制度的に組み上げてから着手すべき。
- 総合事業の効果検証、また、地域支援事業の費用の課題等があり、引き続き慎重に検討していくべき。
- 慎重に検討すべき。現行の地域支援事業の充実をしっかりと図るべき。
- 実施主体の市町村への影響が多岐にわたる。要介護の人を軽度者としてくくって要支援者と一緒に地域支援事業へ移行させるのが望ましいのか根本的な問題もあり、利用者が受けるサービスにも大きな影響がある。拙速な検討は避けて、慎重を期する必要がある。現段階では、現行の地域支援事業を充実することに加え、確実な実施体制の構築あるいは軽度の利用者にとって真に必要なサービスを提供するための環境整備を確立していくことが必要。
- 要介護1・2に認定される理由の多くが軽度認知症。今日の総合事業では、介護予防にフォーカスを当てたものが中心で、権利擁護支援の観点から踏まえた日常生活支援、金銭管理や服薬管理等に対応できるサービスが極めて乏しい。今日の軽度認知症高齢者の自立生活を支えているのは、通所や訪問介護といった給付サービスとともに、別居家族や近隣友人による日常生活支援、多様な人たちによって局地的に作られてきている地域の居場所などのインフォーマルなサービス。この日常生活支援のネットワークを作るような常設型の地域共生型の地域拠点を作るといったことが今後重要。
- 認知症介護では、身体的に元気な人の支援に家族や介護現場も苦勞している。軽度者とレッテルを貼ればサービスを減らせるかのような粗雑な審議は避けてほしい。また、ホームヘルプサービスは在宅サービスの中で歴史も長く必要とされてきたもの。身体介護さえあればいいという主張は家族など介護者の負担を増やすもの。